

別紙 1

傍聴要領

千葉みなとエリアの活性化に向けた検討会

1 傍聴手続

(1) 検討会の傍聴を希望する方は、開始予定時刻までに、会場受付で氏名等を記入し、事務局の指示に従って会場に入室してください。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第、受付を終了します。

(3) 傍聴を希望される方で点字資料、手話通訳、要約筆記、車いす等の配慮が必要な方は、原則として検討会開催の 5 日前（土・日・祝日を除く）までに事務局までお申出ください。

電話、メール、FAX 等により申出を受け付けます。その他、受付方法に配慮が必要な場合には、別途御相談ください。

希望いただいた事項の全てに対応できるものではありません。（例：傍聴者に配布する資料がない場合、点字資料の用意は致しません）

2 検討会を傍聴する場合に守っていただく事項

(1) 検討会開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと

(2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと

(3) 会場において、飲食又は喫煙を行わないこと

(4) 会場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、座長の許可を得た場合はこの限りではありません。

(5) その他会場の秩序を乱し、検討会の支障となる行為をしないこと

3 検討会の秩序の維持

(1) 傍聴者は、検討会を傍聴する場合は、係員の指示に従ってください。

(2) 傍聴者が検討会を傍聴する場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただくことがあります。